

宮城県労働委員会年報

(令和5年)



宮城県労働委員会事務局編

は し が き

この年報は、令和 5 年 1 月から 12 月までに宮城県労働委員会が取り扱った事件の内容を中心に、委員会の活動状況を収録したものです。

この年報が労働委員会の活動について御理解いただく上で多少なりとも御参考になれば幸いと存じます。

令和 6 年 3 月

宮城県労働委員会

事務局長 中村 今日子

目 次

第1章 労働委員会の組織

第1節 委員	1
第2節 あっせん員候補者	3
第3節 事務局	5

第2章 労働委員会の活動状況

第1節 会議等	7
1 総会	7
2 公益委員会議	12
3 諸会議	13
（1）委員連絡会議	13
（2）事務局連絡会議	16
4 研修・広報委員会	18
（1）委員会開催状況	18
（2）活動状況	19
5 相談	21
第2節 本県の労働情勢	22
1 令和5年春闘・その他の要求闘争の概況	22
（1）春闘の妥結状況	22
（2）一時金の妥結状況	22
2 労働争議	23
3 労働組合の組織状況	24
第3節 労働争議の調整	25
1 概要	25
第4節 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査	32
1 争議行為予告通知	32
2 労働争議の実情調査	33
第5節 不当労働行為の審査	36
1 概要	36
（1）審査の実施状況	36
（2）審査期間の目標達成状況	36
（3）再審査関係等	36
（4）合同労組事件の概況	36
第6節 労働組合の資格審査	41
第7節 個別労使紛争のあっせん	43

掲 載 表 一 覧

第2章 労働委員会の活動状況

第1節 会議等

第1表 相談取扱状況-----	21
-----------------	----

第2節 本県の労働情勢

第1表 労働争議発生状況-----	23
-------------------	----

第2表 労働組合数・組合員数及び組織状況-----	24
---------------------------	----

第3節 労働争議の調整

第1表 調整区分別取扱件数-----	25
--------------------	----

第2表 開始事由別取扱件数（新規係属分）-----	25
---------------------------	----

第3表 係属月別取扱件数（新規係属分）-----	26
--------------------------	----

第4表 従業員規模別取扱件数（新規係属分）-----	26
----------------------------	----

第5表 組合員規模別取扱件数（新規係属分）-----	27
----------------------------	----

第6表 上部団体加盟系統別取扱件数（新規係属分）-----	27
-------------------------------	----

第7表 産業別取扱件数（新規係属分）-----	28
-------------------------	----

第8表 調整事項別取扱件数（新規係属分）-----	29
---------------------------	----

第9表 終結区分別取扱件数-----	30
--------------------	----

第10表 所要日数別取扱件数-----	30
---------------------	----

第11表 調整回数別取扱件数-----	31
---------------------	----

第12表 新規係属事件における合同労組事件の係属状況--	31
------------------------------	----

第4節 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査

第1表 通知先別通知件数-----	32
-------------------	----

第2表 主要争議事項別通知件数-----	32
----------------------	----

第3表 産業別通知件数-----	33
------------------	----

第4表 実情調査の実施状況-----	33
--------------------	----

別表 令和5年実情調査一覧 （争議行為予告通知に基づくもの）-----	34
--	----

第5節 不当労働行為の審査

第1表 令和5年不当労働行為事件該当号別処理状況-----	37
-------------------------------	----

第2表 取扱件数及び処理件数-----	37
---------------------	----

第3表 終結事件に係る平均処理日数-----	38
------------------------	----

第4表 再審査事件一覧-----	38
------------------	----

第5表 初審関係行政訴訟事件一覧-----	38
-----------------------	----

第6表 再審査関係行政訴訟事件一覧-----	39
------------------------	----

第7表 審査の実効確保措置勧告処理一覧-----	39
--------------------------	----

第8表 物件提出命令申立事件一覧-----	39
-----------------------	----

第9表	合同労組事件の申立状況 -----	40
第6節	労働組合の資格審査	
第1表	申請事由別係属件数 -----	41
第2表	事由別終結件数 -----	41
別表	令和5年労働組合の資格審査一覧 -----	42
第7節	個別労使紛争のあっせん	
第1表	取扱件数 -----	43
第2表	申請者別取扱件数（新規係属分） -----	43
第3表	雇用形態別取扱件数（新規係属分） -----	44
第4表	産業別取扱件数（新規係属分） -----	44
第5表	あっせん事項別取扱件数（新規係属分） -----	45
第6表	終結区分別取扱件数 -----	45
第7表	所要日数別取扱件数 -----	46
別表	令和5年個別労使紛争あっせん事件一覧 -----	48

略 称 一 覧

本年報においては、記述の簡略を期すため下記のとおり略称を用いた。

〔用 語〕	〔略 称〕
労働組合法	労組法
労働組合法施行令	労組法施行令
労働関係調整法	労調法
労働委員会規則	規則

第1章 労働委員会の組織

第 1 章 労働委員会の組織

第 1 節 委員

宮城県労働委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員各 5 人で構成されており、任期は 2 年である（令和 5 年 12 月末現在、公益委員 1 名欠員）。

第 44 期宮城県労働委員会委員名簿

令和 5 年 12 月末現在

区 分	氏 名	現 職（又は主要経歴）	任命年月日
公 益 委 員	会長 水 野 紀 子	白鷗大学法学部教授	令和 4 年 4 月 1 日
	会長代理 岡 崎 貞 悦	弁 護 士	令和 4 年 4 月 1 日
	豊 田 耕 史	弁 護 士	令和 4 年 4 月 1 日
	佐々木 く み	東北学院大学法学部法律学科教授	令和 4 年 4 月 1 日
	佐々木 弘 昭	全日通労働組合宮城支部特別執行委員	令和 4 年 4 月 1 日
労 働 者 委 員	加 藤 仁	ＵＡゼンセン宮城県支部支部長	令和 4 年 4 月 1 日
	高 橋 京	国立大学法人東北大学職員組合書記次長	令和 4 年 4 月 1 日
	佐 竹 一 則	日本労働組合総連合会宮城県連合会事務局長	令和 4 年 4 月 1 日
	北 舘 和 彦	自治労宮城県本部中央副執行委員長	令和 5 年 8 月 1 日
	大 内 栄 治	（株式会社七十七銀行取締役）	令和 4 年 4 月 1 日
使 用 者 委 員	伊 藤 光 芳	（株式会社本山製作所執行役員管理本部長）	令和 4 年 4 月 1 日
	成 田 努	一般社団法人宮城県経営者協会専務理事	令和 4 年 4 月 1 日
	小野木 克 之	（株式会社河北新報社専務取締役）	令和 4 年 4 月 1 日
	清 野 敦	東北電力株式会社ビジネスサポート本部人財部部長	令和 5 年 6 月 1 日

※区分ごとに就任順

第 44 期委員（令和 4 年 4 月 1 日任命）の退任委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名	退任時の職（又は主要経歴）	退任年月日
公 益 委 員	桑 村 裕美子	東北大学大学院法学研究科教授	令和 5 年 8 月 31 日
使用 者 委 員	桑 原 秀 明	東日本興業株式会社取締役総務部長	令和 5 年 5 月 31 日

第2節 あっせん員候補者

労調法第10条の規定に基づくあっせん員候補者は、次のとおりである。

宮城県労働委員会あっせん員候補者名簿

令和5年12月末現在

氏 名	現 職（又は主要経歴）	委嘱年月日
水 野 紀 子	宮城県労働委員会委員 白鷗大学法学部教授	令和4年4月1日
岡 崎 貞 悦	宮城県労働委員会委員 弁 護 士	令和4年4月1日
豊 田 耕 史	宮城県労働委員会委員 弁 護 士	令和4年4月1日
佐々木 く み	宮城県労働委員会委員 東北学院大学法学部法律学科教授	令和4年4月1日
佐々木 弘 昭	宮城県労働委員会委員 全日通労働組合宮城支部特別執行委員	令和4年4月1日
加 藤 仁	宮城県労働委員会委員 U Aゼンセン宮城県支部支部長	令和4年4月1日
高 橋 京	宮城県労働委員会委員 国立大学法人東北大学職員組合書記次長	令和4年4月1日
佐 竹 一 則	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連合会事務局長	令和4年4月1日
北 館 和 彦	宮城県労働委員会委員 自治労宮城県本部中央副執行委員長	令和5年8月1日
大 内 栄 治	宮城県労働委員会委員 (株式会社七十七銀行取締役)	令和4年4月1日
伊 藤 光 芳	宮城県労働委員会委員 (株式会社本山製作所執行役員管理本部長)	令和4年4月1日
成 田 努	宮城県労働委員会委員 一般社団法人宮城県経営者協会専務理事	令和4年4月1日
小野木 克 之	宮城県労働委員会委員 (株式会社河北新報社専務取締役)	令和4年4月1日
清 野 敦	宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社ビジネスサポート本部人財部部長	令和5年6月1日

氏 名	現 職（又は主要経歴）	委嘱年月日
中 村 今日子	宮城県労働委員会事務局長	令和5年4月1日
岩 崎 謙 二	宮城県労働委員会事務局 副事務局長兼審査調整課長	令和4年4月1日

令和5年中のあつせん員候補者の解任は、次のとおりである。

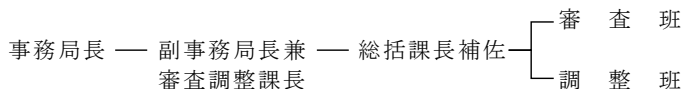
氏 名	解任時の職（又は主要経歴）	委嘱年月日 解任年月日
桑 村 裕美子	東北大学大学院法学研究科教授	令和4年4月1日 令和5年8月31日
桑 原 秀 明	東日本興業株式会社取締役総務部長	令和4年4月1日 令和5年5月31日
小 松 直 子	宮城県労働委員会事務局長	令和4年4月1日 令和5年3月31日

第3節 事務局

事務局の組織、事務分掌等は、宮城県労働委員会事務局処務規程（昭和60年宮城県訓令甲第1号）により定められている。

職員数は12人で、組織及び課の分掌事務は次のとおりである。

なお、このほか、労働相談対応のため、会計年度任用職員2人を配置している。



審査調整課

- 1 労働委員会の会議に関すること。
- 2 事務局職員の人事に関すること。
- 3 予算、決算及び経理に関すること。
- 4 物品の購入及び管理に関すること。
- 5 文書の収受、発送、編さん及び保存に関すること。
- 6 公印の管理に関すること。
- 7 規程等の整備に関すること。
- 8 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- 9 労働組合の資格審査に関すること。
- 10 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の認定及び告示に関すること。
- 11 労働協約の地域的の一般的拘束力の適用に関すること。
- 12 不当労働行為に関すること。
- 13 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第42条の請求に関すること。
- 14 争議行為の発生届及び予告並びに労働争議の実情調査に関すること。
- 15 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。
- 16 個別労使紛争のあっせんに関すること。
- 17 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第20条第1項に規定する相談に関すること。

第2章 労働委員会の活動状況

第2章 労働委員会の活動状況

第1節 会議等

1 総会

宮城県労働委員会運営内規により、原則として毎月第2木曜日及び第4木曜日に定例総会を開催している。

令和5年中に開催された総会は24回で、通算1691回である。

回数	開催月日	議 題
1668 (定例)	1月12日 (木)	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 2 令和5年度宮城県労働委員会予定表(案)について 3 第1667回定例総会議事録について
1669 (定例)	1月26日 (木)	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 2 福岡県労働委員会会長との意見交換について 3 令和4年不当労働行為事件の審査の実施状況及び審査期間の目標達成状況について 4 令和4年調整事件及び個別労使紛争のあっせん事件の取扱状況について 5 第1668回定例総会議事録について
1670 (定例)	2月9日 (木)	1 個別労使紛争のあっせんについて 令和5年第1号 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 個別労働紛争の内容別相談・助言、あっせん件数まとめについて(令和4年10月-12月期) 4 令和4年度労働委員会広報活動実施状況について 5 今後の労働委員会の在り方検討について 6 第1669回定例総会議事録について
1671 (定例)	2月22日 (水)	1 個別労使紛争のあっせんについて 令和5年第2号 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 個別労使紛争のあっせんに係る電子申請サービスの開始について 4 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会に係る議題について 5 今後の労働委員会の在り方検討について 6 第1670回定例総会議事録について
1672 (定例)	3月9日 (木)	1 「宮城県労働委員会個人情報保護条例施行規程」の改正について 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 第1671回定例総会議事録について

回 数	開催月日	議 題
1673 (定例)	3 月 23 日 (木)	1 個別労使紛争のあっせんについて 令和 5 年第 1 号 2 個別労使紛争のあっせんについて 令和 5 年第 2 号 3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 4 令和 5 年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連 絡会議の議題について 5 第 1672 回定例総会議事録について
1674 (定例)	4 月 13 日 (木)	1 あっせん員候補者の委嘱について 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 第 37 回 14 都道府県労働委員会使用者委員会議の 議題の募集について 4 令和 5 年度第 1 回研修・広報委員会の結果について 5 令和 5 年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協 議会総会の研修課題について 6 今後の労働委員会の在り方検討について 7 令和 5 年度宮城県労働委員会定例総会予定表及び 諸会議出席予定表について 8 個別労使紛争に関するあっせんのあっせん員予定 表について 9 第 1673 回定例総会議事録について
1675 (定例)	4 月 27 日 (木)	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 2 今後の労働委員会の在り方検討について 3 第 1674 回定例総会議事録について
1676 (定例)	5 月 11 日 (木)	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 2 個別労働紛争の内容別相談・助言、あっせん件数 まとめについて(令和 5 年 1 月-3 月期) 3 令和 5 年春の叙勲について 4 令和 5 年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協 議会総会の検討議題について 5 今後の労働委員会の在り方検討について 6 第 1675 回定例総会議事録について
1677 (定例)	5 月 25 日 (木)	1 個別労使紛争のあっせんについて 令和 5 年第 3 号 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 令和 5 年度第 2 回研修・広報委員会の結果につい て 4 労働相談事例について 5 今後の労働委員会の在り方検討について 6 第 1676 回定例総会議事録について

回 数	開催月日	議 題
1678 (定例)	6 月 7 日 (水)	1 議席について 2 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 4 令和 5 年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会について 5 令和 5 年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題の募集について 6 個別労使紛争に関するあっせんのあっせん員予定表について 7 第 1677 回定例総会議事録について
1679 (定例)	6 月 22 日 (木)	1 個別労使紛争のあっせんについて 令和 5 年第 3 号 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 令和 5 年度第 3 回研修・広報委員会の結果について 4 令和 5 年度全国労働委員会会長連絡会議について 5 今後の労働委員会の在り方検討について 6 第 1678 回定例総会議事録について
1680 (定例)	7 月 13 日 (木)	1 個別労使紛争のあっせんについて 令和 5 年第 3 号 2 第 512 回公益委員会議の結果について 3 「審査事務処理要領」の改正について 4 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 5 第 37 回 14 都道府県労働委員会使用者委員会議の結果について 6 今後の労働委員会の在り方検討について 7 第 1679 回定例総会議事録について
1681 (定例)	7 月 27 日 (木)	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 2 令和 6 年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の日程及び会場について 3 第 1680 回定例総会議事録について

回 数	開催月日	議 題
1682 (定例)	8 月 10 日 (木)	1 議席について 2 あっせん員候補者の委嘱について 3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 4 個別労働紛争の内容別相談・助言、あっせん件数 まとめについて(令和 5 年 4 月-6 月期) 5 令和 5 年度第 4 回研修・広報委員会の結果につい て 6 個別労使紛争に関するあっせんのあっせん員予定 表について 7 今後の労働委員会の在り方検討について 8 第 1681 回定例総会議事録について
1683 (定例)	8 月 24 日 (木)	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 2 令和 5 年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協 議会研修会の研修課題について 3 第 1682 回定例総会議事録について
1684 (定例)	9 月 14 日 (木)	1 個別労使紛争のあっせんについて 令和 5 年第 4 号 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 今後の労働委員会の在り方検討について 4 第 1683 回定例総会議事録について
1685 (定例)	9 月 28 日 (木)	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 2 令和 5 年度十四都道府県労働委員会公益委員会議 の結果について 3 個別労働関係紛争処理制度に係る街頭 PR の実施に ついて 4 第 1684 回定例総会議事録について
1686 (定例)	10 月 12 日 (木)	1 個別労使紛争のあっせんについて 令和 5 年第 5 号 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 個別労働関係紛争処理制度に係る街頭 PR の結果に ついて 4 第 1685 回定例総会議事録について
1687 (定例)	10 月 25 日 (水)	1 個別労使紛争のあっせんについて 令和 5 年第 4 号 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 使用者向け出前講座の周知と開催状況について 4 第 1686 回定例総会議事録について

回 数	開催月日	議 題
1688 (定例)	11 月 16 日 (木)	1 個別労使紛争のあっせんについて 令和 5 年第 4 号 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 個別労働紛争の内容別相談・助言、あっせん件数 まとめについて（令和 5 年 7 月-9 月期） 4 令和 5 年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協 議会研修会の結果について 5 第 78 回全国労働委員会連絡協議会総会の結果につ いて 6 令和 6 年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協 議会総会の日程（素案）について 7 第 1687 回定例総会議事録について
1689 (定例)	11 月 30 日 (木)	1 個別労使紛争のあっせんについて 令和 5 年第 5 号 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 東北地区労使関係セミナーの結果について 4 令和 5 年度第 5 回研修・広報委員会の概要について 5 今後の労働委員会の在り方検討について 6 第 1688 回定例総会議事録について
1690 (定例)	12 月 14 日 (木)	1 個別労使紛争のあっせんについて 令和 5 年第 5 号 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 令和 6 年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協 議会総会の研修課題について 4 第 1689 回定例総会議事録について
1691 (定例)	12 月 28 日 (木)	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 2 第 79 回全国労働委員会連絡協議会総会における議 題（案）の提出依頼について 3 令和 6 年度全国労働委員会会長連絡会議における 議題（案）の提出依頼について 4 第 1690 回定例総会議事録について

2 公益委員会議

規則第3条第1項第2号に規定する公益委員会議は、次のとおり開催された。

回数	開催月日	議 題	結 果
512	7月4日 (火)	第44期労働者委員候補者の推薦に係る労働組合の資格審査について	労組法に適合すると決定

3 諸会議

委員会相互の密接な連絡及び事務処理の統一と調整を図るために開催された各種連絡会議は次のとおりである。

(1) 委員連絡会議

イ 第78回全国労働委員会連絡協議会総会

開催年月日：令和5年11月9日(木)～10日(金)

場 所：東京都文京区

講 演：

演題 フリーランスに対する法政策：労働法・独禁法・フリーランス新法と労働委員会

講師 前中央労働委員会会長代理 荒木 尚志 氏

第 1 議 題：

個別あっせんにおける工夫・配慮、スキル向上の取組について

(九州ブロック公労使提案)

第 2 議 題：

労働基準法と密接に関連すると思われる調整事件の取扱いについて

(中部ブロック公労使提案)

第 3 議 題：

労働組合法第18条に基づく労働協約の地域的拡張適用について

(中労委提案)

ロ 全国労働委員会会長連絡会議

開催年月日：令和5年6月9日(金)

場 所：茨城県水戸市

講 演：

演題 パワーハラスメント対策について

講師 中央労働委員会地方調整委員(東日本区域)

千葉大学大学院社会科学研究院教授

皆川 宏之 氏

議 題 懇 談：

不当労働行為審査(調査)におけるウェブ会議の利用について

(中労委提案)

ハ 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会

(イ) 会長連絡会議

開催年月日：令和5年6月1日（木）

場 所：秋田県秋田市

議 事：

議題 1 第78回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する議題について（報告）

議題 2 書面による運営委員会において事前に承認された事項について（報告）

◎令和5年度総会の日程及び議題等について

◎次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について

◎令和6年度の総会及び研修会の開催時期及び開催地について

議題 3 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の監事の選任について

（ロ）総会

開催年月日：令和5年6月1日（木）～2日（金）

場 所：秋田県秋田市

報告事項：

第78回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する議題について

議 事：

議題 1 令和4年取扱事件とその傾向及び特異事件について

議題 2 令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会決算について

議題 3 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会予算（案）について

議題 4 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の監事の選任について

議題 5 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について

議題 6 令和6年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について

研 修：

研修課題 1 不誠実団体交渉事件への対応について

研修課題 2 有期雇用社員の労働契約時に、労働条件の不利変更を強いられたと主張するあっせん事案への対応について

講 演：

演題 最近の経済・雇用情勢

講師 日本銀行秋田支店長

片桐 大地 氏

(ハ) 研修会

開催年月日：令和5年10月26日（木）～27日（金）

場 所：岩手県盛岡市

分 科 会：

研修課題1 労組法上の使用者性と不当労働行為の成否について

研修課題2 事務処理を誤ったとしてなされた懲戒処分
の撤回を求める労働者からのあっせん申請
への対応について

講 演：

演題 近年の労働判例の動向 ～最新事例から学ぶ～

講師 慶應義塾大学法科大学院教授 森戸 英幸 氏

二 十四都道府県労働委員会公益委員会議

開催年月日：令和5年9月19日（火）～20日（水）

場 所：新潟県新潟市

議 事：

議題1 組合活動への便宜供与について

(京都府労委提案)

議題2 迅速な審理の在り方について

(大阪府労委提案)

ホ 第37回14都道府県労働委員会使用者委員会議

開催年月日：令和5年7月7日（金）

場 所：埼玉県さいたま市

議 事：

テーマ討議 ワンマン経営会社の事件対応について

(大阪府提案)

使用者委員としての見識を深めるための
方策について (埼玉県提案)

特 別 講 演：

演題 コンビニ店主の労働者性

一セブンイレブン団交拒否事件一

講師 元法政大学法学部教授

元埼玉県労働委員会公益委員

藤本 茂 氏

(2) 事務局連絡会議

イ 全国会議

(イ) 全国労働委員会事務局長連絡会議

開催年月日：令和5年6月8日(木)

場 所：茨城県水戸市

議 事：

- 1 審査概況等について
- 2 調整事件等の概況について
- 3 その他

議 題 懇 談：

今後の労働委員会における個別労働紛争解決業務の位置づけについて
(中労委提案)

(ロ) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

開催年月日：令和5年10月30日(月)

場 所：東京都港区

議 事：

第1議題「履行確認(労委規則45条2項)について」

第2議題「研修制度について」

第3議題「労働委員会事務局における人材確保・育成について」

報告事項「救済命令取消訴訟における指定代理人制度について」等

(ハ) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

開催年月日：令和5年10月31日(火)

場 所：東京都港区

議 事：

- 1 中央労働委員会事務局からの説明
調整業務の運営について
- 2 都道府県労働委員会からの事例報告
(1) 労働争議調整事件(1事例)
(2) 個別労働紛争事件(1事例)
- 3 グループ討議・グループ発表

ロ 北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会

(イ) 事務局長連絡会議

開催年月日：令和5年6月1日(木)

場 所：秋田県秋田市

議 事：

- 議題 1 第78回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する議題について（報告）
- 議題 2 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会予算（案）について

（ロ）審査・調整課長連絡会議

開催年月日：令和5年8月31日（木）～9月1日（金）

場 所：宮城県仙台市

研 修 議 題：

- (1)-①派遣労働者の個別あっせんに係る事業主の範囲について（北海道）
- (1)-②最後陳述書について（北海道）
- (1)-③あっせん申請者が県出資第三セクター法人社員である場合の使用者説得について（青森県）
- (1)-④不当労働行為救済申立に係る救済命令の記述及び不履行判断等について（秋田県）
- (1)-⑤あっせん事項があっせんによる紛争解決に馴染まないと考えられる場合の対応について（福島県）
- (2)-①ブロック総会やブロック研修会における研修課題への事務局の対応について（青森県）
- (2)-②メール労働相談等への対応について（岩手県）
- (2)-③長時間に及ぶ労働相談への対応について（岩手県）
- (2)-④不当労働行為申立て手続以外の組合資格審査において、使用者側が組合に対し非協力的な態度を取り続けている場合の対応について（宮城県）
- (2)-⑤個別労使紛争のあっせん事件における申請者及び被申請者への事情聴取時確認事項について（宮城県）
- (2)-⑥労働委員会の周知広報活動について（宮城県）
- (2)-⑦LGWANポータル(<http://portal.lgwan.jp>)の掲示板の利活用について（秋田県）
- (2)-⑧中労委等が主催する会議及び研修（以下「会議等」）に参加した委員からの報告等のあり方について（山形県）
- (2)-⑨事業者に向けた講座等の効果的な広報について（福島県）

4 研修・広報委員会

全国労働委員会連絡協議会の「労働委員会活性化のための検討委員会」の報告を踏まえ、宮城県労働委員会における紛争処理能力の維持・向上を図るとともに、県民に対する認知度を高めるため平成23年8月に研修・広報委員会を設置した。令和5年は、次のとおり同委員会を開催し、諸活動を行った。

(1) 委員会開催状況

開 催 日	協 議 事 項
4月13日(木)	① 委員長選出 ② 研修・広報活動の実施結果について ③ 研修・広報活動の計画について
5月22日(月) ※書面開催	令和5年度第2回研修会開催概要について
6月7日(水)	① 「令和5年度宮城県労働委員会 出前講座計画(案)」について ② 労働委員会相談窓口啓発ステッカーについて
7月27日(木)	① 出前講座について ② 労働委員会相談窓口啓発ステッカーについて ③ 「個別労働関係紛争処理制度」周知月間計画(10月)について ④ 第3回研修会について
11月30日(木)	令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の研修課題について

(2) 活動状況
イ 委員研修会

開催日	研修内容
4月27日(木)	令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の研修課題についての意見交換・検討 【研修課題1】(審査) 不誠実団交事件への対応について 【研修課題2】(調整) 有期雇用社員の労働契約更新時に、労働条件の不利益変更を強いられたと主張するあっせん事案への対応について
6月22日(木)	個別労使紛争あっせんの事例報告(令和5年第1号)
9月14日(木)	令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の研修課題についての意見交換・検討 【研修課題1】(審査) 労組法上の使用者性と不当労働行為の成否について 【研修課題2】(調整) 事務処理を誤ったとしてなされた懲戒処分の撤回を求める労働者からのあっせん申請への対応について
11月27日(月)	令和5年度東北地区労使関係セミナー 基調講演「職場のハラスメント対策 ～パワーハラスメントに対する使用者の対策について～」 ○講師：中央労働委員会東日本区域地方調整委員 成蹊大学法学部法律学科教授 原 昌登 氏 パネルディスカッション「労働紛争解決事例の検討」 ○コーディネーター 山上 朗 氏 山形県労働委員会会長、弁護士 ○コメンテーター 原 昌登 氏 (上掲) 村山 永 氏 山形県労働委員会会長代理、弁護士 渡部 貴之 氏 山形県労働委員会 労働者委員、自治労山形県本部 執行委員長 石原 信義 氏 山形県労働委員会 使用者委員、山形パナソニック株式会社 取締役執行役員 管理センター長(兼)総務部長

開 催 日	研 修 内 容
12 月 4 日（月） ～5 日（火）	令和 5 年度公労使委員個別紛争専門研修 ○裁判例の動向 早稲田大学法学学術院教授 竹内 寿 氏 ○個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例 ・青森県労働委員会 ・岡山県労働委員会 ・長崎県労働委員会 ○労働関係法令の改正等の動向 京都大学大学院人間・環境学研究科教授 小畑 史子 氏 ○スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換 テーマ1 発表事例についての意見交換 テーマ2 「今後の労委における個紛の位置づけ」について意見交換

□ 広報活動

労働委員会の個別労使紛争あっせん制度及び労働委員会事務局の労働相談窓口についてPRを行った。

県政だより、新聞（県からのお知らせ）、県政ラジオ番組、データ放送、県ホームページ、県メールマガジン及び県フェイスブックを活用するとともに、市町村、関係機関、大学・専門学校、コンビニエンスストア等に周知用チラシの配架及び周知用ステッカーの掲示を依頼したほか、市町村や関係団体に広報誌・ホームページへの記事の掲載を依頼し、周知を図った。

また、「個別労働関係紛争処理制度」周知月間（10 月）に、ＪＲ仙台駅において労働委員会委員と事務局職員がPRラベル付きウェットティッシュを配布したほか、労働委員会の制度を紹介するパネルを県庁・県図書館に設置するなどの取組を実施した。

加えて、労働組合 1 団体に労働委員会制度に関する出前講座を実施したほか、労働組合 1 団体、大学 3 校、高校 3 校及び支援学校 1 校においてワークルールに関する出前講座を実施した。また、企業 2 社において「魅力ある職場づくり」に関する出前講座を実施した。



5 相談

令和5年に相談（来局、電話、電子メール）のあった件数は1,103件である。

相談事項別では、個別労使紛争に関するものが21件、不当労働行為救済申立てに関するものが2件、組合資格審査に関するものが1件、その他労働問題一般に関するものが1,079件となっている。

相談者の産業別では、「医療、福祉」が182件、「サービス業（他に分類されないもの）」が127件、「建設業」が90件、「卸売業、小売業」が83件、「運輸業、郵便業」が72件、「宿泊業、飲食サービス業」が63件、「製造業」が54件、「生活関連サービス業、娯楽業」が43件、「学研究、専門・技術サービス業」が24件、「教育、学習支援業」が18件、「情報通信業」が10件、「複合サービス事業」及び「公務」がそれぞれ9件、「金融業、保険業」が8件、「農業・林業」及び「不動産業、物品賃貸業」がそれぞれ7件、「電気・ガス・熱供給・水道業」が4件、「鉱業、採石業、砂利採取業」が2件、「漁業」が1件、「業種不明」は290件である。

なお、相談の後に、労働委員会へ申請や申立てがなされたものは、個別労使紛争のあつせん申請が4件であり、労働争議のあつせん申請等はなかった。

第1表 相談取扱状況

（単位：件）

年別	件数	相 談 事 項					
		労働争議 の調整	不当労働 行為救済 申立て	組合資格 審査	地公労法 認定告示	個別労使 紛争	その他 労働問題 一般
R元	1,008	4	10	—	—	30	964
R2	1,073	4	4	3	—	20	1,042
R3	1,012	1	2	2	—	10	997
R4	978	1	—	2	—	8	967
R5	1,103	—	2	1	—	21	1,079

第2節 本県の労働情勢

1 令和5年春闘・その他の要求闘争の概況

連合宮城は、令和5年の春闘について、「ほぼ30年ぶりとなる水準の賃上げ」を実現したことは、「直近の物価高による組合員家計への影響はもちろんのこと、賃金水準の停滞が企業経営や産業の存続、ひいては日本の経済成長に及ぼす影響について、労使が中長期的視点を持って粘り強くかつ真摯に交渉した結果であり、未来につながる転換点となり得るもの」と受け止めている。

具体的な取組としては、2月21日・22日に全国一斉集中労働相談ホットラインを実施し、2月28日に総決起集会を開催したほか、3月2日には宮城県経営者協会との労使懇談会を開催し、要請書を提出した。

また、宮城県労連では、物価上昇を上回る大幅賃上げを訴え、統一要求額として月額25,000円以上、時間額190円以上をしかけて、2月14日に地域総行動として街頭でのチラシ配布等を実施するとともに、3月9日にはストライキを含む統一行動を行った。

一方、宮城県経営者協会は、企業の「社会的な責務」として積極的な賃金引上げに取り組むとともに、働きやすい職場環境の整備と雇用形態にかかわらない公正な待遇を確保していくことが重要であるとの見解を、3月2日に開催された連合宮城との労使懇談会において表明した。

(1) 春闘の妥結状況

連合宮城のまとめでは、平均妥結額（加重平均）は、10,888円（引上げ率3.86%）となり、全体的には額・率ともに前年を上回る結果となった。

県経営者協会のまとめでは、平均妥結額（加重平均）は、7,194円（引上げ率2.60%）であった。

(2) 一時金の妥結状況

連合宮城のまとめでは、年間一時金の平均妥結額（加重平均）は、1,394,469円（前年比13.83%増）であった。

県経営者協会のまとめでは、夏季一時金の平均妥結額（加重平均）は、604,426円（前年比4.19%減）、年末一時金の平均妥結額（加重平均）は、649,917円（前年比3.30%増）であった。

2 労働争議

県雇用対策課の「労働争議統計調査」によると、令和5年における県内の労働争議発生件数は2件、総参加人員は2,660人で、このうち、行為参加人員は66人であった（第1表）。

労働争議発生件数を産業別にみると、「医療、福祉」が2件となっている。

第1表 労働争議発生状況

年 別	総 数		争 議 行 為 を 伴わないもの		争 議 行 為 を 伴 う も の		行為参加 人員
	件数	総 参 加 人 員	件数	総 参 加 人 員	件数	総 参 加 人 員	
R元	5	3,341	—	—	5	3,341	224
R2	5	96	3	3	2	93	32
R3	4	2,702	1	1	3	2,701	65
R4	2	2,660	—	—	2	2,660	62
R5	2	2,660	—	—	2	2,660	66

資料出所：県雇用対策課「労働争議統計調査」

- (注) 1 争議行為を伴わないもの：争議行為を伴わないが、労働委員会の調整（あっせん、調停、仲裁）のほか、労働争議の解決のために第三者の関与があったもの
- 2 総 参 加 人 員：争議期間中における当該組合の組合員数が最も多い日の組合員数
- 3 行為参加人員：争議期間中における争議行為に参加した実人員数

3 労働組合の組織状況

県雇用対策課の「令和5年労働組合基礎調査」によると、令和5年6月30日現在における県内の労働組合数は978組合で、前年（1,004組合）に比べ26組合（2.6%）減少した。組合員数は133,239人で、前年（133,932人）に比べ693人（0.5%）減少した。このうち、パート労働者が加入している組合数は201組合（全体の20.6%）で、組合員数は18,473人（同13.9%）となっている。

また、推定組織率は、12.2%となっている（第2表）。

県内主要団体への加盟状況をみると、日本労働組合総連合会宮城県連合会（連合宮城）が461組合（組合総数の47.1%）・組合員数70,158人（組合員総数の52.7%）、宮城県労働組合総連合（県労連）が106組合（同10.8%）・組合員数10,399人（同7.8%）となっており、主要団体に加盟していない組合（無加盟）は411組合（同42.0%）・組合員数52,682人（同39.5%）となっている。

第2表 労働組合数・組合員数及び組織状況

年 別	組 合 数	組合員数（人）	推定組織率（%）
R元	1,089	147,645	13.1
R2	1,063	139,849	12.9
R3	1,007	131,712	12.1
R4	1,004	133,932	12.4
R5	978	133,239	12.2

資料出所：県雇用対策課「労働組合基礎調査」

$$\text{推 定 組 織 率} = \frac{\text{組 合 員 数}}{\text{推 定 雇 用 者 数}} \times 100$$

$$\text{令和5年推定組織率} = \frac{133,239 \text{ 人}}{1,094,500 \text{ 人}} \times 100 \div 12.2\%$$

（注） 推定雇用者数は、「経済センサス基礎調査」における従業者数（令和2年からは「就業構造基本調査」の雇用者数）を基礎に、「毎月勤労統計調査地方調査」（県統計課）の常用雇用者数の増減率を考慮して推定している。

構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

第3節 労働争議の調整

1 概要

令和5年中に係属した労働争議調整事件は、前年繰越、新規係属ともに0件であった。

第1表 調整区分別取扱件数

年 別	前年繰越件数			新規係属件数			取 扱 件 数			
	あつせん	調停	仲裁	あつせん	調停	仲裁	あつせん	調停	仲裁	計
R元	1	—	—	1	—	—	2	—	—	2
R2	—	—	—	3	—	—	3	—	—	3
R3	—	—	—	1	—	—	1	—	—	1
R4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
R5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第2表 開始事由別取扱件数（新規係属分）

年 別	申 請			職権	知事請求	計
	組 合	使 用 者	双 方			
R元	—	1	—	—	—	1
R2	2	1	—	—	—	3
R3	1	—	—	—	—	1
R4	—	—	—	—	—	—
R5	—	—	—	—	—	—

第3表 係属月別取扱件数（新規係属分）

年 別	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計
R 元	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
R2	—	—	—	1	—	—	—	—	2	—	—	—	3
R3	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
R4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
R5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第4表 従業員規模別取扱件数（新規係属分）

区 分	R元	R2	R3	R4	R5
50 人 未満	1	1	—	—	—
50 人～ 99 人	—	—	—	—	—
100 人～199 人	—	1	—	—	—
200 人～299 人	—	—	—	—	—
300 人～499 人	—	1	—	—	—
500 人～999 人	—	—	—	—	—
1,000 人以上	—	—	1	—	—
計	1	3	1	—	—

第5表 組合員規模別取扱件数（新規係属分）

区 分	R元	R2	R3	R4	R5
50 人未満	—	—	—	—	—
50 人～ 99 人	—	—	—	—	—
100 人～199 人	—	—	—	—	—
200 人～299 人	—	—	1	—	—
300 人～499 人	—	1	—	—	—
500 人～999 人	—	—	—	—	—
1,000 人以上	—	1	—	—	—
不 明	1	1	—	—	—
計	1	3	1	—	—

（注） 組合員数は、当該争議に係る支部又は分会の組合員数で計上した。

第6表 上部団体加盟系統別取扱件数（新規係属分）

区 分	R元	R2	R3	R4	R5
連 合	—	—	—	—	—
全 労 連	1	2	—	—	—
そ の 他	—	1	—	—	—
計	1	3	—	—	—

（注） 上部団体への加盟系統については、本県レベルのもので区分し計上した。

第7表 産業別取扱件数（新規係属分）

区 分	R元	R2	R3	R4	R5
A 農業、林業	—	—	—	—	—
B 漁 業	—	—	—	—	—
C 鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
D 建設業	—	—	—	—	—
E 製造業	—	—	—	—	—
F 電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
G 情報通信業	—	—	—	—	—
H 運輸業、郵便業	1	1	1	—	—
I 卸売業、小売業	—	—	—	—	—
J 金融業、保険業	—	—	—	—	—
K 不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—
L 学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—
M 宿泊業、飲食サービス業	—	1	—	—	—
N 生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—
O 教育、学習支援業	—	—	—	—	—
P 医療、福祉	—	—	—	—	—
Q 複合サービス事業	—	1	—	—	—
R サービス業(他に分類されないもの)	—	—	—	—	—
S 公 務	—	—	—	—	—
T 分類不能の産業	—	—	—	—	—
計	1	3	1	—	—

第8表 調整事項別取扱件数（新規係属分）

区 分	R元	R2	R3	R4	R5
A 組合承認・組合活動	—	—	—	—	—
B 協約締結・改定・解釈・実施	—	—	—	—	—
C 労働条件改定	1	4	1	—	—
(1)賃金	1	4	1	—	—
賃上げ	—	—	—	—	—
一時金	—	1	—	—	—
諸手当	—	1	—	—	—
その他賃金	1	2	—	—	—
退職金、解雇手当、休業手当	—	—	1	—	—
(2)賃金以外の労働条件	—	—	—	—	—
労働時間、休日休暇	—	—	—	—	—
作業方法の変更	—	—	—	—	—
定年制	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
D 経営人事	—	1	1	—	—
事業休廃止・縮小	—	—	—	—	—
企業合併、営業譲渡	—	—	—	—	—
人員整理	—	—	—	—	—
配転	—	1	—	—	—
解雇	—	—	1	—	—
その他	—	—	—	—	—
E 福利厚生	—	—	—	—	—
F 団交促進	—	—	—	—	—
G その他	—	1	—	—	—
計	1	6	2	—	—
新規係属事件数	1	3	1	—	—
1事件当たりの平均調整事項数	1.0	2.0	2.0	—	—

(注) 1 1事件に2つ以上の調整事項がある場合、それぞれ区分し計上したので、調整事件数とは一致しない。

2 調整事項が変更となった場合、変更後の調整事項により区分し計上した。

第9表 終結区分別取扱件数

年別	取扱 件数 (A)	解 決 (B)			打ち切り	取下げ (C)	不開始 (D)	翌年へ の繰越 (E)	解決率 (%)
		案提 示等	自主 交渉	協約 締結					
R元	2	—	—	1	—	—	1	—	100.0
R2	3	—	—	—	2	1	—	—	0.0
R3	1	1	—	—	—	—	—	—	100.0
R4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
R5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	6	1	—	1	2	1	1	—	50.0

(注) 1 「自主交渉」には、調整員の指名後において、事務局の事情聴取やあっせん活動の影響を受けて、申請者が自主的な話し合い等により解決したとして取り下げた場合が含まれる。

2

$$\text{解決率 (\%)} = \frac{B}{A - (C + D + E)} \times 100$$

第10表 所要日数別取扱件数

区 分			R元	R2	R3	R4	R5
5日	未	満	—	—	—	—	—
5日	～	9日	—	—	—	—	—
10日	～	14日	—	—	—	—	—
15日	～	19日	—	—	—	—	—
20日	～	29日	—	—	—	—	—
30日	～	49日	—	—	—	—	—
50日	～	99日	—	2	1	—	—
100日	～	199日	—	—	—	—	—
200日	以	上	1	—	—	—	—
計			1	2	1	—	—
延べ所要日数 (日)			244	143	71	—	—
1件当たりの平均所要日数			244.0	71.5	71.0	—	—

(注) 1 前年からの繰越分は終結年において計上した。

2 不開始、指名前取下げ及び翌年への繰越分を除く。

第11表 調整回数別取扱件数

区 分	R元	R2	R3	R4	R5
0 回	—	—	—	—	—
1 回	—	1	1	—	—
2 回	—	—	—	—	—
3 回	—	1	—	—	—
4 回	1	—	—	—	—
5 回	—	—	—	—	—
6 回以上	—	—	—	—	—
計	1	2	1	—	—
調整を開催した事件数	1	2	1	—	—
調整延べ開催数（回）	4	4	1	—	—
調整を開催した事件の 1件当たりの平均回数	4.0	2.0	1.0	—	—

- (注) 1 前年からの繰越分は終結年において計上した。
2 不開始、指名前取下げ及び翌年への繰越分を除く。

第12表 新規係属事件における合同労組事件の係属状況

(単位：件)

年 別	全事件	合 同 労 組 事 件	合同労組事件中 駆込み訴え事件
R 元	1	1 (100.0%)	1 (100.0%) [100.0%]
R2	3	3 (100.0%)	2 (66.7%) [66.7%]
R3	1	1 (100.0%)	1 (100.0%) [100.0%]
R4	—	— (—)	— (—) [—]
R5	—	— (—)	— (—) [—]

- (注) 1 「合同労組」とは、一定の地域で企業の枠を超え、中小企業の労働者を主に組織し、個人加盟ができる組合のことをいう。（中央労働委員会事務局「都道府県労働委員会状況報告要領」より）
2 「駆込み訴え事件」とは、労働者が調整事件となり得る状況が発生した後、合同労組に加入し、当該組合から当該事項を調整事項として申請があった事件。（中央労働委員会事務局「都道府県労働委員会状況報告要領」より）
3 合同労組事件中駆込み訴え事件欄の（ ）は新規係属事件数に占める割合、〔 〕は合同労組事件数に占める割合である。

第４節 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査

１ 争議行為予告通知

令和５年中の労調法第３７条に基づく争議行為予告通知のうち、本県に係るものの件数は３８件（前年３７件）である。通知先別では、当委員会５件、中労委３３件となっている（第１表）。

主な争議事項は、賃上げ２０件、夏季一時金５件、年末一時金５件と、賃金関係が全体の７８．９％を占めている（第２表）。

産業別では、運輸が２４件で最も多く、次いで医療が１０件、通信が３件の順となっている（第３表）。

第１表 通知先別通知件数

区 分	R元	R2	R3	R4	R5
県 労 委	４	４	４	６	５
中 労 委	４４	３１	３３	３１	３３
計	４８	３５	３７	３７	３８

（注） 中労委通知分は、争議行為が２つ以上の都道府県にわたるとして中労委に通知があったもののうち、本県に関わるものである。

第２表 主要争議事項別通知件数

年別	賃上げ	夏 季 一時金	年 末 一時金	年 間 一時金	その他 の賃金 関 係	その他	計
R元	２３	９	５	０	１	１０	４８
R2	１７	３	６	０	２	７	３５
R3	１７	５	５	０	０	１０	３７
R4	１８	５	５	０	０	９	３７
R5	２０	５	５	０	０	８	３８

第 3 表 産業別通知件数

年別	運 輸		通信	電気	ガス	水道	医療	計
	旅客	貨物						
R元	23	9	5	1	—	—	10	48
R2	14	8	3	1	—	—	9	35
R3	12	12	3	1	—	—	9	37
R4	12	10	5	1	—	—	9	37
R5	14	10	3	1	—	—	10	38

2 労働争議の実情調査

令和 5 年中に行った規則第 62 条の 2 に基づく実情調査は、本県に関わる争議行為予告通知があったもののうち、原則として本社又は組合本部が県内にあるものに係る労働争議 20 件（前年 22 件）である。その内訳は新規分 17 件及び前年からの繰越分 3 件である（別表「令和 5 年実情調査一覧（争議行為予告通知に基づくもの）」参照）。

調査の終結状況は、争議が解決したために調査を終了したものが 12 件、争議行為等が行われないこととなったことなどにより調査を打ち切ったものが 6 件、未解決のため翌年に繰り越したものが 2 件であった（第 4 表）。

第 4 表 実情調査の実施状況

(単位：件)

年別	調 査 件 数			調 査 の 終 結 状 況				翌 年 へ 繰 越 し
	前 年 からの 繰 越 し	新 規	計	解 決	移 行	打 切 り	計	
R元	5	18	23	11	—	9	20	3
R2	3	15	18	9	—	6	15	3
R3	3	18	21	8	—	8	16	5
R4	5	17	22	12	—	7	19	3
R5	3	17	20	12	—	6	18	2

別表

令和5年実情調査一覧（争議行為予告通知に基づくもの）

番号	通知先	通知者 区分	産業	通知日	予告日	争議事項	本県 該当 事業 所数	組合 員数	争議 行為		調査 終了日	終了 区分
									有	無		
4-27	中労委	組合	病院	R4. 9. 26	R4. 10. 13	賃金・一時金 改善の要求等	1	60		○	R5. 2. 24	打切り
4-28	中労委	組合	病院	R4. 9. 28	R4. 10. 11	2022年秋闘統一 要求等	4	101		○	R5. 2. 24	打切り
4-29	県労委	組合	通信	R4. 10. 6	R4. 11. 1	賃金制度の改定 等	1	30		○	R5. 3. 31	打切り
5-1	県労委	組合	病院	R5. 2. 16	R5. 3. 8	23年春闘・夏 季一時金要求 等	33	2,600	○		R5. 7. 6	解決
5-5	中労委	組合	病院	R5. 2. 17	R5. 3. 9	2023年統一要 求	1	8		○	R5. 11. 8	打切り
5-10	中労委	組合	病院	R5. 2. 24	R5. 3. 9	2023年春闘要 求	4	101		○	R5. 9. 22	打切り
5-11	中労委	組合	病院	R5. 2. 24	R5. 3. 9	賃金・一時金 改善の要求等	1	60	○		R5. 9. 29	打切り
5-12	中労委	組合	電力	R5. 2. 27	R5. 3. 10	2023春季生活 闘争	2	10,206		○	R5. 9. 20	解決
5-14	中労委	組合	港湾	R5. 3. 2	R5. 3. 16	賃金引上げ等	5	563		○	R5. 7. 20	解決
5-20	中労委	組合	陸上 旅客	R5. 3. 6	R5. 3. 17	23春闘	1	1,100		○	R5. 3. 31	解決
5-21	中労委	組合	港湾	R5. 3. 10	R5. 3. 24	賃上げ、産別 最低賃金の引 き上げ等	5	563		○	R5. 7. 20	解決
5-23	県労委	組合	港湾	R5. 5. 15	R5. 6. 7	夏季一時金に 関する要求等	2	256		○	R5. 6. 15	解決
5-26	中労委	組合	病院	R5. 5. 23	R5. 6. 8	夏季一時金要 求等	1	8		○	R5. 7. 6	解決

番号	通知先	通知者 区分	産業	通知日	予告日	争議事項	本県 該当 事業 所数	組合 員数	争議 行為		調査 終了日	終了 区分
									有	無		
5-28	県労委	組合	港湾	R5. 6. 19	R5. 7. 4	夏季一時金要求額等	3	269		○	R5. 7. 20	解決
5-29	中労委	組合	病院	R5. 9. 22	R5. 10. 5	2023年度賃金 引上げ等の改善要求等	4	101		○		
5-30	中労委	組合	病院	R5. 9. 29	R5. 10. 13	賃金・一時金 改善の要求等	1	60		○		
5-31	県労委	組合	港湾	R5. 10. 23	R5. 11. 6	冬季一時金要求額等	5	525		○	R5. 11. 24	解決
5-33	県労委	組合	病院	R5. 10. 30	R5. 11. 10	2023年秋闘・ 冬季一時金要求等	32	2,600		○	R5. 12. 8	解決
5-37	中労委	組合	病院	R5. 11. 8	R5. 11. 24	賃金・一時金 の増額等	1	7		○	R5. 12. 19	解決
5-38	中労委	組合	陸上 旅客	R5. 11. 14	R5. 11. 25	23秋闘労働協 約闘争要求	1	1,100		○	R5. 12. 8	解決

※ 実情調査の対象は、原則として県内に会社の本社又は組合の本部があるもの

第5節 不当労働行為の審査

1 概要

(1) 審査の実施状況

令和5年に新たに申立てのあった事件及び前年から繰り越された事件はなかった。

(2) 審査期間の目標達成状況

当委員会では、労組法第27条の18の規定による審査期間の目標を「1年6か月」と設定している。令和5年に新たに申立てのあった事件及び係属している事件はなかった（第3表）。

(3) 再審査関係等

令和5年に新たに申立てのあった再審査事件及び係属している再審査事件はなかった（第4表）。

初審関係行政訴訟及び再審査関係行政訴訟のいずれも、係属している事件はない（第5表及び第6表）。

審査の実効確保の措置勧告申立てはなかった（第7表）。

物件提出命令の申立てはなかった（第8表）。

(4) 合同労組事件の概況

令和5年に新たに合同労組から申立てのあった事件はなかった（第9表）。

第1表 令和5年不当労働行為事件該当号別処理状況

(単位：件)

審査状況 申立内容		令和 2年 から 係属	令和 3年 から 係属	令和 4年 から 係属	令和 5年 申立て	計	終 結 状 況							令和 6年 へ繰 越し
							命令・決定			和解・取下			計	
							救 済	棄 却	却 下	関 与 和 解	無 関 与 和 解	取 下 げ		
労 組 法 第 7 条	1号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1・2号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1・3号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1・4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2・3号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2・4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1・2・3号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1・2・3・4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
総数		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第2表 取扱件数及び処理件数

(単位：件)

			R元	R2	R3	R4	R5
係属状況	前年 から 繰 越 し		4	3	3	1	－
	新 規		1	1	－	－	－
	計		5	4	3	1	－
処理状況	命令・決定	救 済	1	1	1	－	－
		棄 却	－	－	－	－	－
		却 下	－	－	－	－	－
	和解・取下げ	関 与 和 解	－	－	1	1	－
		無関与と和解	1	－	－	－	－
		取 下 げ	－	－	－	－	－
	計		2	1	2	1	－
翌 年 へ の 繰 越 し		3	3	1	－	－	

第3表 終結事件に係る平均処理日数

(単位：件、日)

		R元		R2		R3		R4		R5		R元～R5	
		件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	合計 件数	平均 日数
平均処理日数		2	331	1	841	2	793	1	458	—	—	6	404
内訳	命令・決定	1	637	1	841	1	836	—	—	—	—	3	772
	和解・取下げ	1	25	—	—	1	749	1	458	—	—	3	411

第4表 再審査事件一覧

区 分 事 件 名 (初審事件番号)	県 労 委			中 労 委			
	申 立 年月日	終 結 年月日	終結 区分	申立 人	申 立 年月日	終 結 年月日	終結 区分
該当なし							

第5表 初審関係行政訴訟事件一覧

区 分 事 件 名 (初審事件名)	初 審 事件番号	仙 台 地 方 裁 判 所					
		事件番号	提 訴 年月日	原告	終 結 年月日	終結 区分	備考
該当なし							

区 分 事 件 名 (初審事件名)	地 裁 事件番号	仙 台 高 等 地 方 裁 判 所					
		事件番号	控 訴 年月日	控訴人	終 結 年月日	終結 区分	備考
該当なし							

第 6 表 再審査関係行政訴訟事件一覧

区 分 事 件 名 (初審事件番号)	再 審 査 事件番号	裁 判 所 名					
		事件番号	提 訴 年月日	原告	終 結 年月日	終結 区分	備考
該当なし							

第 7 表 審査の実効確保措置勧告処理一覧

(単位：件)

区分		R 元	R2	R3	R4	R5
不当労働行為救済申立事件係属		5	4	3	1	—
審査の実行確保の措置勧告申立件数		—	—	—	—	—
勧告 件 数	規則第 40 条に基づくもの		—	—	—	—
	規則第 40 条に基づかないもの	口 頭 要 望	—	—	—	—
		文 書 要 望	—	—	—	—

第 8 表 物件提出命令申立事件一覧

区 分 事件番号 事 件 名	申立年月日	申立人	終結状況	備 考
該当なし				

第9表 合同労組事件の申立状況

(単位：件)

	新規申立件数	うち合同労組事件	うち駆込み訴え事件
R 元	1	—	—
R2	1	—	—
R3	—	—	—
R4	—	—	—
R5	—	—	—

(注) 1 「合同労組」とは、一定の地域で企業の枠を超え、中小企業の労働者を主に組織し、個人加盟ができる組合のことをいう。(中央労働委員会事務局「都道府県労働委員会状況報告要領」より)

2 「駆込み訴え事件」とは、労働組合に加入していない個人が不利益取扱い等を受けた後、組合に加入し、それに係る不当労働行為事件(団交拒否等)が申し立てられた場合をいう。(中央労働委員会事務局「都道府県労働委員会状況報告要領」より)

第6節 労働組合の資格審査

令和5年に取り扱った労働組合資格審査は、新規申請件数5件であった（第1表）。

そのうち、労組法に適合すると決定したものは1件、打切り（取下げ含む）となったものは1件、翌年への繰越しは3件であった（第2表）。

第1表 申請事由別係属件数

（単位：件）

内 訳 事由別	R4年以前 から係属	R5年申請	計
不当労働行為 救済申立	—	—	—
法人登記	—	—	—
委員推薦	—	5	5
総会決議	—	—	—
審査再開	—	—	—
総 数	—	5	5

第2表 事由別終結件数

（単位：件）

内 訳 事由別	取扱 件数	終 結 件 数					繰越し	補正 勧告
		適 合	不適合	打切り	取下げ	計		
不当労働行為 救済申立	—	—	—	—	—	—	—	—
法人登記	—	—	—	—	—	—	—	—
委員推薦	5	1	—	—	1	2	3	—
総会決議	—	—	—	—	—	—	—	—
審査再開	—	—	—	—	—	—	—	—
総 数	5	1	—	—	1	2	3	—

別表

令和５年労働組合の資格審査一覧

審査 番号	組合 員数	申請事由	受 付 年 月 日	決 定 年 月 日	補正 勧告	終 結 状 況
R 5 1 号	494	委員推薦	R 5. 4. 13	R 5. 5. 8	無	取下げ
R 5 2 号	125	委員推薦	R 5. 6. 26	R 5. 7. 4	無	適合
R 5 3 号	890	委員推薦	R 5. 12. 25	—	—	繰越し
R 5 4 号	1005	委員推薦	R 5. 12. 28	—	—	繰越し
R 5 5 号	121	委員推薦	R 5. 12. 28	—	—	繰越し

第7節 個別労使紛争のあっせん

令和5年中のあっせん取扱件数は5件であり、前年からの繰越分はなかった（第1表）。

新規係属事件の概要は、申請者別では労働者からの申請が5件であり、雇用形態別では、正規社員2件、非正規社員3件となっている（第2表～第3表）。

産業別では「卸売業、小売業」が2件、「建設業」、「製造業」及び「医療、福祉」がそれぞれ1件である（第4表）。

あっせん事項別では、「経営人事」、「労働条件等」及び「職場の人間関係」がそれぞれ2件、「賃金等」が1件、「その他」が5件となっている。

なお、1事件に2つ以上のあっせん事項がある場合、それぞれ区分し計上したので、取扱件数とは一致しない（第5表）。

終結状況は、解決が3件、打ち切りが2件となっている（第6表）。

また、申請から終結までの平均所要日数は42.4日となっている（第7表）。

第1表 取扱件数

年 別	前年繰越件数	新規係属件数	計
R元	1	5	6
R2	—	6	6
R3	1	2	3
R4	—	—	—
R5	—	5	5

第2表 申請者別取扱件数（新規係属分）

年 別	労 働 者	使 用 者	双 方	計
R元	4	1	—	5
R2	6	—	—	6
R3	2	—	—	2
R4	—	—	—	—
R5	5	—	—	5

第3表 雇用形態別取扱件数（新規係属分）

年 別	正 規 社 員	非 正 規 社 員			計
		契約社員	派遣労働者	そ の 他	
R元	3	—	1	1	5
R2	5	—	—	1	6
R3	2	—	—	—	2
R4	—	—	—	—	—
R5	2	2	—	1	5

第4表 産業別取扱件数（新規係属分）

区 分	R元	R2	R3	R4	R5
A 農業、林業	—	2	—	—	—
B 漁 業	—	—	—	—	—
C 鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
D 建設業	1	—	—	—	1
E 製造業	—	1	—	—	1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	—	1	—	—	—
G 情報通信業	—	—	—	—	—
H 運輸業、郵便業	1	1	1	—	—
I 卸売業、小売業	—	—	—	—	2
J 金融業、保険業	—	—	—	—	—
K 不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—
L 学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—
M 宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—
N 生活関連サービス業、娯楽業	1	—	—	—	—
O 教育、学習支援業	—	—	—	—	—
P 医療、福祉	1	1	—	—	1
Q 複合サービス事業	—	—	—	—	—
R サービス業(他に分類されないもの)	1	—	1	—	—
S 公 務	—	—	—	—	—
T 分類不能の産業	—	—	—	—	—
計	5	6	2	—	5

第5表 あっせん事項別取扱件数（新規係属分）

区 分	R元	R2	R3	R4	R5
A 経 営 人 事 （ 解 雇 等 ）	3	2	1	—	2
B 賃 金 等 （ 賃 金 未 払 い 等 ）	2	4	2	—	1
C 労働条件等（社会保険等）	1	—	—	—	2
D 職場の人間関係（パワハラ等）	1	—	1	—	2
E そ の 他	—	—	2	—	5
計	7	6	6	—	12

（注） 1 事件に2つ以上のあっせん事項がある場合、それぞれ区分し計上したので、取扱件数とは一致しない。

第6表 終結区分別取扱件数

年 別	取 扱 件 数 (A)	解 決 (B)		打切り	取下げ (C)	不開始 (D)	翌 年 の 繰越し (E)	解決率 (%)
		案 提 示 等	自 主 解決					
R元	6	2	—	3	1	—	—	40.0
R2	6	2	—	3	—	—	1	40.0
R3	3	1	—	2	—	—	—	33.3
R4	—	—	—	—	—	—	—	—
R5	5	3	—	2	—	—	—	60.0
計	20	8	—	10	1	—	1	44.4

（注） 1 「自主解決」には、あっせん員の指名の前後を問わず、事務局の事情聴取やあっせん活動の影響を受けて、申請者が自主的な話し合い等により解決したとして取り下げた場合が含まれる。

$$2 \text{ 解決率 (\%)} = \frac{B}{A - (C + D + E)} \times 100$$

第7表 所要日数別取扱件数

区 分	R元	R2	R3	R4	R5
8日 未 満	—	—	—	—	—
8日 ～ 14日	—	—	—	—	—
15日 ～ 21日	—	—	—	—	—
22日 ～ 30日	—	—	—	—	1
31日 以 上	5	5	3	—	4
計	5	5	3	—	5
延べ所要日数 (日)	365	296	192	—	212
1件当たりの平均所要日数	73.0	59.2	64.0	—	42.4

- (注) 1 前年からの繰越分は終結年において計上した。
2 不開始、指名前取下げ及び翌年への繰越分を除く。
3 申請日から終結日までの日数により区分した。

別表

令和5年個別労使紛争あっせん事件一覧

整理番号	事件番号	申請日	申請者別	あっせん事項等(労使の主張)
1	R5 1号	R5.2.2	労働者	逸失賃金等相当分の支払い【E】 〔労働者〕 ・解雇は相当でないため、補償金の支払いを求める。 〔使用者〕 ・解雇は適切なものと考えているため、補償金の支払いには応じられない。
2	R5 2号	R5.2.17	労働者	解決金の支払い、労働災害であることを認めること及びハラスメント行為を認定した上で行為者の処分【E、C、D、A】 〔労働者〕 ・使用者から受けたハラスメント行為を労働災害と認め、謝罪を求めるほか、行為者を処分した上で、精神的苦痛に対する解決金の支払いを求める。 〔使用者〕 ・労働者の体調不良の原因は、使用者から受けた指導とは考えられない。
3	R5 3号	R5.5.13	労働者	仕事を与えること及び個人情報の拡散に対する謝罪と説明【C、E】 〔労働者〕 ・仕事を与えるよう使用者に伝えても業務量が増えない。 ・大勢が参加する会議において、個人情報を拡散させたことに対する謝罪と説明を求める。 〔使用者〕 ・労働者は、業務指示に従わず、自身がしたい仕事をするばかりである。 ・個人情報の取扱いについての配慮が不足していた。
4	R5 4号	R5.9.8	労働者	扶養手当や未払い賃金等の支払い【B、E】 〔労働者〕 ・非正規社員が対象外の諸手当があり、不合理な待遇に該当する。 ・使用者の労務管理には、納得できず、未払いである手当や賃金の支払いを求める。 〔使用者〕 ・あっせん事項のうち、改める必要があると考えた事項については、改善に取り組んだ。
5	R5 5号	R5.10.3	労働者	雇用契約解除の撤回及び経済的・精神的損害等に対する補償金の支払い【A、D、E】 〔労働者〕 ・ハローワークの求人票及び労働契約書に最長雇用期間の記載はなく、当該期間が記載されていた雇用条件通知書の読み合わせを行った記憶もない上、無期契約社員に登用しない理由について人員調整が目的と使用者から説明されたことが要因で病気を発症し働けなくなった。 ・使用者から日常的なハラスメント及び障害者差別を受けていた。 〔使用者〕 ・雇用契約の期間満了に伴う契約終了であるため、雇用契約解除の撤回には応じられない。 ・日常的なハラスメント及び障害者差別の事実はないことから、賠償等に応じる理由はない。

(注)1 「所要日数」は、申請日から終結までに要した日数

(注)2 「あっせん事項等(労使の主張)」欄のアルファベットは、「第5表 あっせん事項別取扱件数」の区分に対応

あつせん員 指名日	あつせん員			あつせん 回数	終結日	所要 日数	終結 区分
	公	労	使				
R5.2.3	岡崎 貞悦	加藤 仁	成田 努	1	R5.3.14	41	解決
R5.2.20	豊田 耕史	高橋 京	小野木 克之	0	R5.3.14	26	打切り
R5.5.18	佐々木くみ	佐竹 一則	大内 栄治	1	R5.6.21	40	解決
R5.9.12	豊田 耕史	加藤 仁	清野 敦	0	R5.10.25	48	打切り
R5.10.4	水野 紀子	高橋 京	小野木 克之	1	R5.11.28	57	解決



この「宮城県労働委員会年報」は130部作成し、
1部あたりの単価は451円です。